

「とよなか百景」掲載写真データの使用に関する取扱い

この取扱いは、「とよなか百景」掲載写真データ（以下「写真データ」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとします。

[使用の申込み等について]

- ・写真データの使用を希望する者は、あらかじめ「とよなか百景」掲載写真データ使用承諾申込書（様式1）（以下「使用承諾申込書」という。）を市長あてに提出してください。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。
 - 1) 市が主催する行事及び事業に関して使用する場合
 - 2) その他、承諾の手続きを必要としないと市長が認める場合

[使用に関する基準]

- ・市長は、使用承諾申込書の提出があったときは、その内容を確認し、当該使用がとよなか百景や本市のPR、地域の活性化に寄与すると認めるときは、写真データの使用を承諾します。この場合において、市長は必要があるときは、写真データの使用方法やその他について、条件を付加することがあります。
- ・市長は、写真データの使用が次のいずれかに該当する場合は、これを承諾しないものとします。
 - 1) 市の信用又は品位を傷つけ、又はその恐れがある場合
 - 2) とよなか百景のイメージを傷つけ、又はその恐れがある場合
 - 3) 法令及び公序良俗に反し、又はその恐れがある場合
 - 4) 特定の政治、思想、宗教的主張を支援し、又は支援しているような誤解を与える恐れがある場合
 - 5) 特定の個人又は団体を後援しているような誤解を与える恐れがある場合
 - 6) 市の事業又は市が認めた関連事業を推進する上で支障となる恐れがある場合
 - 7) 後述する〔使用上の遵守事項〕に掲げる事項を遵守しない恐れがある場合
 - 8) 制作物等の販売価格が、写真データを使用する前より高額となる場合
 - 9) その他市長が使用について不適當であると認める場合

[使用の承諾]

- ・市長は、使用承諾申込書の提出があり、使用に関する基準を確認した結果について、「とよなか百景」掲載写真データ使用承諾通知書（様式2）（以下「使用承諾通知書」という。）により、依頼者に通知するものとします。

[使用上の遵守事項]

- ・ 使用の承諾を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければなりません。
 - 1) 使用の承諾を受けた内容のみに使用し、承諾に付された条件に従うこと。
 - 2) 写真データは原則として加工・修正等を行わず、元のデータのまま使用すること。
 - 3) 写真データを使用した制作物等の利用、宣伝又は広告に際して、原則として、「写真提供：とよなか百景」を制作物等に明示すること。
 - 4) 写真データを使用する権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
 - 5) 写真データを使用した制作物等は速やかに提出すること。

[使用料]

- ・ 写真データの使用料は、無料とします。

[使用内容の変更]

- ・ 使用者が、その使用内容の変更を希望する場合は、再度使用承諾申込書を提出し、承諾を受けてください。

[使用承諾の取消し等]

- ・ 市長は、使用者が次のいずれかに該当する場合は、使用の承諾を取り消す場合があります。
 - 1) 使用者がこの取扱いに違反していると認められる場合
 - 2) 偽りその他不正の手段により使用の承諾を受けたことが判明した場合
 - 3) 使用者が〔使用に関する基準〕に違反したと認められる場合
 - 4) 使用者が使用承諾通知書に付された条件に違反したと認められる場合
 - 5) 前各項に掲げるもののほか、市長が不相当と認める場合

[責任の制限]

- ・ 写真データの使用に関する事故、苦情等に関しては、使用承諾通知書の通知を受けた者が一切の責任を負うものとします。